

新型コロナウイルスに関するお知らせ

感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。全国的に感染者の多い状況が続いています。皆さん一人ひとりが改めて行動を見直し、これまで以上に感染防止策を行っていただくようお願いします。



基本的な感染症対策を徹底しましょう

感染拡大を防ぐため、手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



初詣等での感染防止対策にご協力ください

- マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底する
- 大声は出さず、会話は控えめに
- 混雑時の参拝はできるだけ避け、人との距離を確保する
- 境内での飲食や食べ歩きはしない
- 接触確認アプリ(COCoA、埼玉県LINEコロナお知らせシステム)を利用する



発熱などの症状がある場合は 受診の前に医療機関に電話で相談を！



他の患者や医療従事者などへの感染防止のため、医療機関に直接行かないでください。また、診療の時間帯などを分けている場合がありますので、事前に受診方法を確認してください。

医療機関の調べ方

■ ホームページ

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム
新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を確認できます。

埼玉県 診療・検査 検索



■ 電話(相談する医療機関に迷うとき)

埼玉県受診・相談センター

TEL 762・8026【日曜日を除く、9時～17時30分】
FAX 816・5801

※令和2年12月29日(火)～1月3日(日)も相談を受け付けます。

上記以外の時間は、県民サポートセンターへ。
TEL 0570・783・770【24時間】、FAX 830・4808

● 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

さいたま市新型コロナ冬期サポートダイヤル

TEL 782・5225【12月29日(火)～1月2日(土)、日曜日を除く、9時～17時】
FAX 782・5278

● 不安・ストレスなどの心の悩み

こころの健康センター

TEL 762・8548【土・日曜日、祝・休日を除く、9時～17時】
FAX 711・8907
※12月29日(火)～31日(木)は10時～14時に相談を受け付けます。



頑張ろう！さいたま市！最大20%戻ってくるキャンペーン 第2弾

市内の対象店舗で、キャッシュレス決済サービス「PayPay」で買い物をする、PayPayボーナスが付与されます。※支払方法にPayPay残高、ヤフーカード又はPayPayあと払い(一括のみ)を設定して行った決済が対象です。

期間 | 1月5日(火)～31日(日) ※予告なく変更する場合があります。

対象店舗 | 市内のPayPay加盟店のうち、市などが指定した小・中規模加盟店(約6,000店)

還元率 | 支払金額の20% ※1回あたりの上限は1,000円相当です。また、期間中の上限は計1万円相当です。

問合せ | 市キャッシュレス決済による消費活性化キャンペーン実行委員会事務局
(公社)さいたま観光国際協会 TEL 647・8339、FAX 647・0126



新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページをご覧ください。また、テレビ埼玉のデータ放送でも市からのお知らせをご覧いただけます。

各種支援を実施しています



新型コロナウイルスの影響により、支払いや納付などが難しいときは、各種支援を受けられる場合があります。それぞれ手続きや対象要件がありますので、詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

種別		内容	問合せ	
個人向け支援	給付 住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。	生活自立・仕事相談センター (各区福祉課内)	
	給付 傷病手当金 (国民健康保険・後期高齢者医療制度)	令和2年1月1日～3年3月31日に新型コロナウイルスに感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかった方を対象に支給します。	各区保険年金課	
	給付 ひとり親世帯臨時特別給付金	収入が減少したひとり親世帯を対象に支給します。※所得の制限があります。申請期限:2月28日(日)	子育て支援政策課 ☎829・1270、FAX829・1960	
事業者向け支援	持続化給付金	売上が減少した事業者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給します。申請期限:1月15日(金)	持続化給付金事業コールセンター ☎0120・279・292 【土曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】	
	家賃支援給付金	売上が減少した事業者を対象に、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。申請期限:1月15日(金)	家賃支援給付金コールセンター ☎0120・653・930 【土曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】	
	生産性革命推進事業効果促進補助金	国が行う「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」の交付を受ける市内事業者を対象に、自己負担額の一部を補助します。	経済政策課 ☎829・1362、FAX829・1944	
	緊急特別資金融資(新型コロナウイルス対応)	市内事業者を対象に、利率年0.7%、8,000万円を上限に融資の申込みを受け付けます。	(公財)市産業創造財団 ☎851・6391、FAX851・6392 【月～金曜日(祝・休日を除く)8時30分～17時】	
	中小企業小口資金融資	利率を年1.2%から0.6%に引き下げました。また、既往債務を借換可能にしました。		
	創業支援資金融資	利率を年0.8%から0.6%に引き下げました。		
猶予・減免・控除	市税等	市税等の猶予	事業等に係る収入が大幅に減少(前年同期比で概ね20%以上)するなど一定の要件を満たした場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収猶予します。※令和3年2月1日までに納期が到来するもので、納期限までに申請が必要です。	各市税事務所納税課 北部☎646・3081、FAX646・3121 南部☎829・1732、FAX829・1964
		固定資産税・都市計画税の軽減	厳しい経営環境にある中小事業者などを対象に、令和3年度分の固定資産税・都市計画税を軽減します。申告期限:2月1日(月)	固定資産税課 ☎829・1576、FAX829・1986
		軽自動車税の軽減	購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長します。	
	個人市民税等の控除	寄附金控除	中止や延期などとなった一定のイベントについて、払戻しを受けなかったチケット代金等を個人市民税等の寄附金控除の対象とします。	市民税課 ☎829・1913、FAX829・1986
		住宅ローン控除	住宅建設の遅延などにより、令和2年12月末までに入居ができなかった場合でも、3年12月末までに入居するなど、一定の要件を満たすときは同等の控除を受けられます。	
	各種保険料(税)	国民健康保険税の減免	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免します。	
		後期高齢者医療保険料の減免・猶予	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免・納付猶予します。	各区保険年金課
		国民年金保険料の免除・猶予	一定程度の収入が減少した方などを対象に、免除・納付猶予します。※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。	各年金事務所 大宮☎652・3399、FAX652・4700 浦和☎831・1638、FAX833・7019 春日部☎737・7112、FAX737・7039 各区保険年金課
		介護保険料の減免・猶予	事業収入等が減少(前年の30%以上)するなど、一定の要件を満たす方を対象に、減免・納付猶予します。	各区高齢介護課
	公共料金	水道料金・下水道使用料の猶予	支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。	水道局電話受付センター ☎665・3220、FAX665・5536 各水道営業所 北部☎714・9905、FAX653・0089 南部☎714・9916、FAX832・2899
その他の公共料金		支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。	加入・契約している各事業者	

新型コロナウイルス感染症対策のための寄附を受け付けています

新型コロナウイルスの影響を受けている方への支援などに活用します。

問合せ

財政課
☎829・1155
FAX829・1974



令和2年12月11日時点の情報をもとに作成しています。